

資料 1

(公印・契印省略)

諮詢 第 1234 号
令和 4 年 6 月 21 日

情報通信審議会
会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 金子 恭之

諮詢 書

下記について、別紙により諮詢する。

記

ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方

諮問第 1234 号

ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方

1 濟問理由

我が国が目指す未来社会である Society5.0においては、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方や暮らしを実現することが期待されており、また、新型コロナウイルス感染症への効果的な対処を図るために、対面による接触を前提とせずに社会経済活動の持続的な実施を可能とする「新たな日常」を構築する観点からも、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のデジタル技術の活用が不可欠な役割を果たすものと想定されている。

そこで、このようなテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を原則として日本全国どこでも利用可能にすることを目指し、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用する上で不可欠なブロードバンドサービスを原則として日本全国どこでも利用可能にするため、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「令和4年改正法」という。）により、一定のブロードバンドサービスを、「第二号基礎的電気通信役務」として、電気通信事業法における基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けた上で、

- ① 不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための新たな交付金制度を創設するとともに
- ② ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するための必要最小限の事業者規律を導入する等の制度改正を行ったところである。

令和4年改正法においては、上記の制度改正に関連して、第二号基礎的電気通信役務の範囲、新たな交付金制度の具体的な内容、事業者規律の具体的な内容等の事項について政令及び総務省令において規定することとされており、これらを規定するために必要な事項について検討を行うことが求められる。

2 答申を希望する事項

- (1) 第二号基礎的電気通信役務の範囲
- (2) 交付金支援の対象となる区域の指定の在り方
- (3) 交付金・負担金算定の在り方
- (4) 事業者規律の在り方
- (5) その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

令和4年12月目途 一部答申を希望

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。